

講習会

「スタートした省エネ適合性判定～平成 29 年 4 月 1 日施行～」開催のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は支部の為に格別のご尽力を賜り、心からお礼申し上げます。

平成 29 年 4 月 1 日より建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律における規制措置の施行にもとづき、2,000㎡以上の非住宅建築物の新築・増改築の際には、登録省エネ判定機関等による適合性判定を受ける事が義務付けられました。また 300㎡以上の住宅を含む建築物の届出についても、基準に適合しない場合、勧告から指示命令等へとその対応が厳格化されています。

つきましては、今後の業務にお役立て頂けるよう当規制の将来も見据えて下記内容で講習会を開催いたします。下記の日程で開催いたしますので、ご参加くださいますようご案内申し上げます。

敬具

記

1. 内容 ①建築物省エネ法の概要と省エネ適合性判定
②住宅に関する省エネ関連制度の概要
2. 講師 ①一般財団法人愛知県建築住宅センター 三宅 昭仁 様
②一般財団法人愛知県建築住宅センター 松井 強 様
3. 場所 西尾市総合福祉センター4階 第6集会室
(西尾市花ノ木町2丁目1番地)
4. 日時 平成29年6月20日(火) 17:30～19:30
受付開始 17:15～
5. 参加費
建築士会会員 無料
一般 1,000円(当日集金)
6. 締切 平成29年6月15日(木)
申し込み先: 建築士会西尾支部 Email nishio@asanet.or.jp
FAX: 0563-54-3619 ((株)滝設計)
備考 ※CPD2単位 (CPD参加登録者は受付にてCPDカード提示又はCPD番号を記入してください。)

参加申込書

参加者分類 << 西尾支部会員 ・ 愛知建築士会会員 (支部) ・ 一般 >>

住 所 _____

御名前 _____

電話番号 _____